

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	再開発会社の合併、分割、事業の譲渡、譲受の認可	
根拠法令・条項	都市再開発法 第50条の12第1項	
所 管 課	都市整備 部	都市整備担当
審 査 基 準	次に該当する場合以外は認可しなければならない。  1 基準又は事業計画の変更を伴うこと。  2 申請者が第2条の2第3項各号に掲げる要件のすべてに該当する株式会社でないこと。  3 申請手続きが法令に違反していること。  4 当該市街地再開発事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分でないこと。	
標準処理期間	標準処理期間	90 日
	標準処理期間を設定できない理由	